

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第1号 平成27年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

議案第15号 平成28年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成28年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第56号 岩国市消費生活センター条例

議案第59号 市長等の給与の特例に関する条例

議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第61号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第62号 岩国市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第64号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 岩国市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第66号 岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第68号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第69号 岩国市生活交通バス条例の一部を改正する条例

議案第75号 岩国市交流館条例の一部を改正する条例

議案第78号 財産の無償貸付けについての一部変更について

議案第79号 指定管理者の指定について

議案第80号 指定管理者の指定について

議案第81号 指定管理者の指定について

議案第89号 指定管理者の指定について

議案第97号 広島市と山口県岩国市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第98号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について

議案第100号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第101号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第102号 岩国市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第103号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

以上25議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第15号 平成28年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会の所管分の審査におきまして、総務費のうち、バス等関係費の通学定期券利用促進事業費補助金に関し、

委員中から、「市内の中学生・高校生の通学定期券利用者で、本事業の対象者は何名いるのか。また、どういった告知方法を考えているのか」との質疑があり、

当局より、「対象者については、錦川清流線利用者が80名から90名程度、防長バス利用者が7名程度と推計している。告知方法については、今議会終了後、直ちにチラシ等を作成し、列車やバス等の車内へ掲示し、各学校への説明も行った上で、対象者の漏れがないようにしてまいりたい」との答弁がありました。

また、防犯対策費の岩国市防犯灯設置費補助金に関し、

委員中から、防犯灯のLED化の進捗状況についての質疑があり、

当局より、「平成28年2月末現在で、80.7%の普及率である」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「80.7%ということは、約2割がLED化されていないことになる。その理由としては、LED化することによる制度等が正しく伝わっていないからではないかと思われるが、どのように周知をしているのか」との質疑があり、

当局より、「これまでも周知については行っているが、より具体的に記載することに配慮した手引を作成するなど、制度の周知に努め、LED化を図ってまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「歳入において、自主財源をふやすための具体的な取り組みが不十分であるので、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、

討論において、一部委員から、「行政不服審査制度の見直しには反対であり、本議案には反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第98号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてにつきましては、

討論において、一部委員から、反対との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。